

社会福祉専門職が行う権利擁護支援の方法（権利擁護ソーシャルワーク）①

－成年後見の事例をもとに－

○ 日本福祉大学大学院研究生 氏名 高柳雅仁 (7857)

湯原悦子 (日本福祉大学准教授・3745)、小島佳子 (日本福祉大学大学院・7866)

キーワード3つ：権利擁護支援、ソーシャルワーカー、積極的権利擁護

1. 研究目的

社会福祉基礎構造改革の影響を受け、社会福祉の領域において、権利擁護の重要性が高まっている。では、権利擁護とは何なのか。岩間（2012：119）は「…生命や財産を守り、また権利が侵害された状態から救うということだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない」と述べている。更に、「権利侵害からの保護、また（略）生活上の基本的ニーズの充足（略）これらを『狭義の権利擁護』とするならば、社会福祉における権利擁護とは更にそこから、本人らしい生活、本人らしい変化を支えるという『積極的権利擁護』にまで拡大して捉えることが求められる。」（岩間 2012：117）と主張している。

権利擁護支援はどのように行われているのか。この支援を担う職種として、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職をはじめ、市民後見人のような民間組織など様々な職種を上げることができる。しかし、その具体的な支援の方法は各専門職や関わる支援者の判断に任されており、統一された支援の方法が十分に確立されているとは言い難い。社会福祉士においても、支援の方法の確立には至っておらず、個々の支援者の“職人芸”の域にとどまっているのではないかとおもわれる事例も散見する。

そこで、本研究では、社会福祉士が行う権利擁護支援に焦点をあて、実際にどのような考え方のもと、いかなる支援がなされているのか、どのような課題を見出せるのかについて示していきたい。

2. 研究の視点および方法

調査対象は独立型社会福祉士事務所を営む社会福祉士Aと施設にて相談業務にあたっている社会福祉士Bの2名である。調査対象者の権利擁護支援の実践構造を把握することに焦点を置き、調査手法としてエキスパートインタビューを行った。（この手法は、ある領域に特有の、そしてふさわしい知識の蓄積を持つエキスパートを対象にするもので、多くの関係者たちの代理として、エキスパートの知識構造を明らかにし、全体的知識を概観できる点に特徴がある。）質問は半構造化の形式で、項目は①支援プロセスとケアプランの内容、②本人にどのような変化があったか、③今なお残る支援課題、④消極的権利擁護の視点の評価、⑤積極的権利擁護・本人らしい生活の点からの評価、⑥積極的権利擁護・本人らしい変化の点からの評価の6つである。得られたデータは逐語録に起こし、ケアマネジメント・プロセスの枠組みに沿って分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針および日本福祉大学大学院倫理ガイドラインに基づき、研究を行った。

4. 研究結果

2人の社会福祉士へインタビューした結果、2事例に関する情報を得ることができた。

事例1は高齢者夫婦で妻が長期入院、夫はその間に認知症となり、金銭管理すらも困難となって後見人を必要とした事例である。調査対象者Aは被支援者（夫）の成年後見人であった。Aは折々に開催されるケア会議を活用し、被支援者の起こす問題の解決を目指して関わる専門職を組織化し、役割分担を行い、支援内容を調整していった。つまり、主にケアチームの調整役の役割を担っていたのである。

事例2はアスペルガー症候群を抱える若年者で、家族関係の破たんや浪費癖による経済破綻の救済を目的とし、成年後見人による支援が必要とされた事例である。調査対象者Bは関わる専門職の役割分担を行うとともに、主に被後見人の母親を支援する役割を担うことになった。母親を支援する事で間接的に被支援者に働きかけ、発生する問題行動を抑制し、独居生活を続ける被支援者の日常生活を良好に保つための方向立てを行おうとした。また、ヘルパーを導入し、このヘルパーとの関わりの中で被支援者に社会性を得てもらおうと働きかけている。

5. 考察

事例1について、Aは成年後見人ではあるが、ケアチームを調整するというケアマネジャーの視点で業務を行っており、支援の目標を関係者間の調整にしていることが読み取れた。事例2については、Bは被成年後見人を支えるケアチームの一員として、母親を支援し、サービスを調整するという立場で業務を進めている。被支援者の権利を守るという点では、AもBも大切な業務の一翼を担っていると言えるだろう。しかし、AもBも、ケアマネジャーとしての働き、つまり関係者間の調整等に目が向いており、成年後見人として本人の代弁をするという役割にはほとんど言及がなかった。社会福祉士が成年後見を担うのであれば、権利侵害状況の回復と共に本人の意思決定支援を行い、岩間氏の示す権利擁護、つまり本人らしい変化と本人らしい生活の実現に力を尽くす視点が不可欠である。それこそが、社会福祉職が行う権利擁護支援の特徴であり、長く被成年後見人と関わることができる社会福祉専門職という特徴を活かした支援ではないかと考える。今回、インタビューを行った2人はいずれもエキスパートソーシャルワーカーと評されていた方々であった。その2人が期せずして関係者間の調整や被後見人が起こした「問題」の解決に力を注いでおり、本人の意思形成、意思決定、意思実現への意識が薄かった点は注視していかねばならない。これらの事例は今後、社会福祉職が行う権利擁護支援の在り方を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるものと思われる。

（参考文献）岩間伸之・他 2012「地域福祉援助をつかむ」有斐閣・佐藤郁哉 2011「質的データ分析法」新曜社